

重要！ ご使用になる前に必ずお読みください。

ESRI ジャパン データコンテンツ(以下、「本製品」という。)をご使用になる前に必ず以下の「ESRI ジャパン データコンテンツ 製品使用規定」(以下「本規定」という。)をお読みください。本規定は、お客様と、ESRI ジャパン株式会社(以下「ESRI ジャパン」という)の本製品の使用許諾条件を定めたものです。本製品の使用を開始した時点で本規定にご同意いただいたものとみなさせていただきます。

ESRI ジャパン データコンテンツ 製品使用規定

Ver.1.0.1

第1条(総則)

1. お客様は、本製品(データ、コンピュータプログラム、これらの関連資料、文書など、形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物(紙媒体に印刷出力された地図データを含む。以下同じ。)および更新版も含まれる。以下同じ。)を使用(インストールその他一切の利用を意味する。以下同じ。)するにあたり、本規定の定める条件に従うものとします。但し、お客様と ESRI ジャパンとの間で、本製品の使用に関し書面による契約が別途締結されている場合、お客様は、当該契約に定める条件に従うものとします。
2. お客様は、本規定に定める範囲を超えて本製品を使用する場合には、別途 ESRI ジャパンとの間で、ESRI ジャパンが指定する使用許諾契約を締結するものとします。
3. お客様は、ESRI ジャパンからライセンスコンファメーションを受けた場合のみ、本製品を使用できるものとします。

第2条(使用許諾)

1. ESRI ジャパンおよび提供元(本製品を作成し、ESRI ジャパンに対して提供した者をいう。以下同じ)は、本規定に同意されたお客様に対して、本規定で許容される範囲内において、本製品を使用(ハードウェアへのダウンロード、インストール、実行、画面出力等を行うことをいう。以下同じ。)することを許諾します。
2. お客様は、本製品を、ESRI ジャパンから発行されたライセンスコンファメーションに記載された台数又はそれ以下のハードウェアでのみ、ライセンスコンファメーション及び本製品の関連ドキュメント(取扱説明書その他本製品の機能・技術仕様等を記載したドキュメントをいい、本製品自体に電子的に記録され表示されるものを含む。)の記載に従い、非独占的に使用することができます。
3. お客様は、本製品を、前項の定めに従い本製品を使用することを許諾されたハードウェアの設置された組織の内部使用に限り、当該組織内における内部資料として、A3 判以下の紙媒体に印刷出力して使用できるものとします。

第3条(遵守事項)

1. お客様は、本製品を、ArcGIS シリーズ(アメリカ合衆国カリフォルニア州法人である Environmental Systems Research Institute, Inc.の地理情報システムに関する一連のソフトウェア製品)以外のソフトウェアで使用することはできません。
2. 前条に定める場合を除き、お客様は、方法の如何を問わず、本製品の全部又は一部を複製、転記、抽出、加工、改変、翻案、送信その他使用することはできません。
3. お客様は、本規定上のお客様の法的地位又は本製品の全部又は一部を、有償無償及び方法の如何を問わず、第三者に譲渡、貸与、使用許諾またはその他の方法で利用権限を設定することはできません。また、お客様は、ライセンスコンファメーションを、有償無償及び方法の如何を問わず、第三者に譲渡、貸与することはできません。
4. お客様は、本製品について、方法の如何を問わず、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析、又は技術的制限の解除等することはできません。
5. お客様は、本製品の出力物を、前条第3項の組織に所属する者(正社員のほか、アルバイト、パート、派遣社員、業務委託先を含む。)以外の者に利用させてはならず、かつ、方法の如何を問わず、製本、冊子、ファイリング等の束ねた形態で使用してはならないものとします。
6. お客様は、ESRI ジャパンから要請があった場合には、その時点における本製品の実際の使用状況(本製品を使用できるハードウェア、その設置場所など)を報告するものとします。
7. お客様は、ライセンスコンファメーションを保管し、ESRI ジャパンから要請があった場合、直ちに ESRI ジャパン又はその代理人に提示するものとします。
8. お客様が本規定に定める条件に違反した場合、契約違反の他、著作権法違反、不法行為その他法令違反として刑事上又は民事上の責任を追及されることがあります。

第4条(著作権等の帰属)

1. 本製品及びその記録媒体の所有権、著作権、著作者人格権、商標権、特許権及びその他の知的財産権(出願に関する権利を含みます)は、ESRI ジャパン及び/又は ESRI ジャパンにその使用を許諾した者及び/又は提供元に帰属します。
2. 本製品は、お客様に対し使用許諾されたものであって、使用許諾の範囲を超えてお客様に知的財産権を付与、貸与又は譲渡等するものではありません。

第5条(ESRI ジャパン及び提供元の責任)

1. お客様が本製品納品後3ヶ月以内に以下の各号に定める事項を販売会社に通知した場合に限り、ESRI ジャパンは、本製品の補修、交換、問題回避方法の提供、関連ドキュメントの改訂を行うものとします。ただし、ESRI ジャパンは、加工された本製品に関しては何らの責任も負わないものとします。
 - ① 本製品が開発ツール製品又はプログラム製品である場合、その関連ドキュメントに従って作動しない場合
 - ② 本製品がデータ製品である場合、本製品の記録媒体に納入時から物理的瑕疵があった場合
2. ESRI ジャパン及び提供元は、本製品がお客様の使用されるソフトウェア又はハードウェアにおいて正しく動作すること、及びお客様の特定の使用目的に適合し、かつ正しく稼働することを保証するものではありません。
3. ESRI ジャパン及び提供元は、本製品内のデータが最新、正確又は完全であること(土地、道路、河川、鉄道もしくは土地の定着物その他の表示物の面積、形状その他に現状との不一致がないこと、地名に関する誤字・脱字がないこと、及びその他表記上もしくは内容上の軽易な誤りがないことを含むがこれらに限られない。)や、お客様の特定の使用目的や要求を満たすことを保証するものではありません。
4. いかなる場合といえども、ESRI ジャパン及び提供元が本製品に関してお客様に負う責任は、お客様が直接蒙った現実かつ通常の損害(事業利益の損失、事業の中断、もしくは事業情報の損失に起因又は派生する損害は含まない。)の賠償責任に限られ、その賠償額は、お客様が本製品購入の対価として支払った金額又は希望小売価格のいずれか低い方の金額を上限とします。
5. 本条は、お客様が本製品に関して ESRI ジャパン及び提供元に対して追及できる全ての責任を規定したものであり、お客様は ESRI ジャパンに対して本条に規定なき方法又は内容の責任(瑕疵担保責任及び不法行為責任を含むがこれらに限られない。)追及を行うことはできないものとします。

第6条(使用権の失効)

1. 本契約の有効期限は、本契約成立時からお客様が ArcGIS シリーズのソフトウェアの使用権限を失った時までとします。
2. 前項の定めにも拘わらず、お客様が本規定のいずれかの条項に違反した場合には、お客様は直ちに本製品の使用権を失い、自己の責任及び費用負担において、本製品のすべてを ESRI ジャパンの要求に従い、返却、廃棄又は消去するものとします。なお、ESRI ジャパンが廃棄又は消去の措置を選択した場合には、お客様は当該措置の完了後、遅滞なく、当該措置が完了したことを制約する証明書を ESRI ジャパンに提出するものとします。

第7条(善管注意義務)

お客様は、本製品を、善良なる管理者の注意義務を果たして取扱及び管理するものとします。

第8条(機密保持)

1. お客様は、本製品の使用を通じて知り得た本製品に関する全ての関連知識(アイデア、コンセプト及びノウハウを含む)を秘密に保持するものとし、第三者に対して一切これを開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定は、本規定の有効期間中はもちろん、本規定が終了した後もその効力を有します。

第9条(その他)

1. 本規定に関して疑義が生じた場合は、全当事者が信義誠実の原則に従って協議解決するものとします。
2. 本規定に関して万一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上